

第十三編 少年労働問題

概説

少年労働の問題は凡べての意味に於て注意を拂ふべく十分の價值ある問題である。しかも我國に於ては婦人労働者の問題に於けるよりも更らに遙かに低い注意が此の方面に注がれてゐるに過ぎない。

此の問題は實に將來生じ來るべき大なる

問題として、將來の爲めに取り残されてゐる問題である。此くの如き意味に於て、今日は將來への問題の伏線として、少年労働の現状を零細なる資料を蒐集して、以て其の輪郭を明らかにすることが、我々の前に提供された任務の大體である様に思惟せられる。

少年労働者の状態

一 少年労働者の數

A 工場に於る少年労働者の數

1 工場職工年齢別表

(各年々度末現在農商務省調査)

年齢別	職工數				百分比			
	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
十歳以上十二歳未満	一〇、九二四	三、五六一	二、四〇三	三、三三三	(強) 一	(強) 一	(強) 一	(強) 一
十二歳以上十五歳未満	一三三、五九二	二二〇、八八八	二二七、七六七	一三四、二三八	(強) 三	(強) 二〇	(強) 八	(強) 九
十五歳以上二十歳未満	九三四、三九八	四五〇、九五九	四七〇、九六四	五二五、四六八	(強) 七	(強) 三三	(強) 三三	(強) 三三
二十歳以上	一、〇七八、九〇四	七六三、一六六	八三三、三〇〇	八五四、五七〇	(強) 七	(強) 五六	(強) 五六	(強) 五七
計	一、〇七八、九〇四	一、三三八、五七四	一、四三三、四三四	一、五〇七、四九九	100	100	100	100

2 性別年齢別業態別職工數

(大正八年々度末現在農商務省調査)

年 齡 別	染織工場		機械及器具工場		化學工場		飲食物工場		雜 工 場		特 別 工 場		合 計
	計	女 男	計	女 男	計	女 男	計	女 男	計	女 男	計	女 男	
二十歲以上 十歲未滿	一〇八	二、一七	二、三五	二	二	一六	七六	九〇	三〇	三〇	一	一	三、三三
十二歲以上 十五歲未滿	八、三七	一〇一、〇三	一〇九、一四〇	五、二六	一、一四	五、六四	四、〇三	九、六六	二八	一、〇八	一、〇八	一、二九	一三三、一三八
十五歲以上 廿歲未滿	四六、四五	三二四、九三	三三一、三八	五五、一三	六、八四	六二、九六	二六、六九	一五、七〇	四二、三九	五、五六	五、三八	一〇、八九	五二五、四六八
廿歲以上	一〇三、三八	二八三、一三	三八五、五〇	一九四、六一	一七、五六	二二、一六	八七、五七	三一、五八	二九、一五	二四、四九	一〇、五八	三五、〇七	八五四、五七〇
計	一五七、三四	七〇一、三六	八五八、三五	二五四、九七	二五、五六	二八〇、五七	一三〇、〇九	一七三、二五	三〇、三四	一六、九四	四七、二八	一〇一、七三	一、五〇七、四九九
百分比	八	三三	三三	二	二	一六	七六	九〇	三〇	三〇	一	一	一〇〇

大正七年 職工數 三、三三三
 百分比 八
 一、五〇七、四九九
 一〇〇

尙各表總職工を年齢別及男女別に對比するときは左の如し

年齢別	大正七年末	
	男	女
十歳以上十二歳未満	三三〇	三三三
十二歳以上十五歳未満	二二、四二四	一三四、二三八
十五歳以上二十歳未満	一五八、七九九	五二五、四六八
二十歳以上	四九、一七五	八四、五七〇
計	六七、七七八	一、五〇七、四九九

3 保護職工數 (大正八年度末現在農商務省調査)

工場法適用工場内に於ける保護職工即ち十五歳未満の男工並に女工の數は八十五萬九千五百二十五人にして之を全職工數百五十萬七千四百九十九人に對比するときは次表の如し。

保護職工種別

事業の性質上危険又は衛生上有害の虞ある工場に於ける職工數(職工數十五人未満の工場のみを掲ぐ)

種別	男	女	計
十五歳未満の男工	三三、一四五	五九九	二三、七四四
女工	八三〇、四二〇	五、三六一	八三五、七八一
計	八五三、五六五	五、九六〇	八五九、五二五

4 東京市内工場性別年齢別業態別職工數 (一)

〔職工十人以上の工場〕

(大正八年十二月末現在東京市調査)

業態別	十五歳未満		十五歳以上二十歳未満		二十歳以上		合	
	男	女	男	女	男	女	男	女
染織工場	八〇	三五五	六六三	一、六七九	三、二六三	三、九八八	四、〇〇六	六、〇三三
機械工場	六三	一一一	一一、九六一	一、二八五	一九、三三九	一、七三二	三三、九六二	三、一四三
化學工場	三三〇	二八〇	一、二二四	七三九	四、五〇四	一、六七九	六、〇三八	二、六九八
飲食物工場	三	二四〇	五〇五	四七三	二、〇五四	四三五	二、五九五	一、一三七
計	三三六	一、〇〇六	一三、一〇三	三、三九一	二七、一〇六	六、五〇五	四三、二七四	一〇、〇三八

特別工場
計

特別工場	47	37	3,355	1,180	9,234	1,879	3,246	3,436	16,682
計	1,577	1,368	18,010	5,358	38,729	9,722	58,286	16,488	74,744

5 東京市内工場、性別年齢別業態別職工數 (二)

〔職工十人未満の工場〕 (大正八年十二月末現在東京市調査)

染織工場
機械工場
化學工場
飲食物工場
雜工場
特別工場
計

男	77	20	27	22	26	39	60	1,049	486	1,535
女	33	20	26	33	28	36	50	1,049	486	1,535
計	110	40	53	65	67	75	110	2,098	972	3,070
特別工場	1	2	9	15	23	33	45	79	180	259
計	55	36	3,555	3,377	9,234	1,019	13,294	1,405	14,704	

6 大阪市内工場(家内工業) 性別年齢別業態別職工數

(大正八年末現在大阪市役所調査)

織染職工業
器機工業
化學工業
飲食物工業
雜工業
特殊工業
總計

男	3	7	15	20	33	58	82	113	20,430	32,764
女	4	2	8	1	2	5	11	16	2,115	56,826
計	7	9	23	21	55	63	93	129	22,545	89,590
特別工場	1	2	7	1	2	5	11	16	2,115	56,826
計	55	36	3,555	3,377	9,234	1,019	13,294	1,405	14,704	

7 東京府下工場性別年齢別業態別職工數

(大正十年十二月末現在警視廳統計書に據る)

男	3	7	15	20	33	58	82	113	20,430	32,764
女	4	2	8	1	2	5	11	16	2,115	56,826
計	7	9	23	21	55	63	93	129	22,545	89,590
特別工場	1	2	7	1	2	5	11	16	2,115	56,826
計	55	36	3,555	3,377	9,234	1,019	13,294	1,405	14,704	

年次	大正九年						計
	坑内			坑外			
	金	石炭	その他	金	石炭	その他	
七	377	377	377	377	377	377	377
八	737	737	737	737	737	737	737
九	677	677	677	677	677	677	677
計	1,491	1,491	1,491	1,491	1,491	1,491	1,491

B 1 鑛山に於ける少年労働者 (大正九年度末現在農商務省調査)

工場種別	十四歳未満		十五歳未満		十六歳未満		十六歳以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女
計	1,315	3,118	1,911	4,438	3,444	5,953	1,066	4,511
特別工場	1	1	1	1	1	1	1	1
雑工場	301	233	476	349	694	460	1,056	883
化学工場	24	23	44	36	73	49	20	22
飲食物工場	28	27	24	21	26	21	22	22
機械工場	276	292	590	133	1,360	229	4,777	5,161
染織工場	304	2,475	386	3,392	607	4,597	14,664	38,434
計	1,739	5,245	2,795	8,272	5,077	10,077	17,110	28,777

日本労働年鑑

2 福岡縣職工鑛夫年齢別調査

(大正十一年八月末現在福岡縣高等警察課調査)

職工總數	鑛山	
	男	女
四八、八二二	鑛夫總數	九五、八二八
	十二歲乃至十五歲	六六七
一五、〇〇一	十二歲未滿	四七、三一三
	十二歲以上	四五八
十五歲未滿	十二歲未滿	二
	十二歲以上	四
二六五	男	女
一、五三九	男	女

C 自大正十一年七月一年間求職者年齢調

(中央職業紹介局調査)

計女男	十二歲未滿		十二歲以上		十三歲以上		十四歲以上		十五歲以上		十六歲以上		十八歲以上		二十歲以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
三	三	三	四	四	二七	二七	八七	八七	二二七	二二七	三、〇七三	三、〇七三	四〇、〇六一	四〇、〇六一	二八、六四四	二八、六四四
八	八	八	二四	二四	六	六	一三	一三	三三	三三	一、二五八	一、二五八	二、五三三	二、五三三	一三、八九九	一三、八九九
元	元	元	六二	六二	二七	二七	九〇	九〇	二、四八二	二、四八二	一三、三三〇	一三、三三〇	四三、五九四	四三、五九四	二九四、五三三	二九四、五三三
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

二 少年労働者の賃銀

1 大正十一年に於る定額日給 (總平均) (日本銀行調査)

月別	纖維及染色工業				機械及器具工業				化學工業				飲食物工業				雜工業			
	少年	成年	少年	成年	少年	成年	少年	成年	少年	成年	少年	成年	少年	成年	少年	成年	少年	成年		
四月	六八	六三	一、二八	一、二八	三四	七六	一、八八	一、八八	三四	七四	一、五九	一、五九	五四	七五	一、五三	一、五三	一五	八三	一、八二	一、八二
三月	六八	六三	一、二八	一、二八	三四	七六	一、八八	一、八八	三四	七四	一、五九	一、五九	五四	七五	一、五三	一、五三	一五	八三	一、八二	一、八二
二月	六八	六三	一、二八	一、二八	三四	七六	一、八八	一、八八	三四	七四	一、五九	一、五九	五四	七五	一、五三	一、五三	一五	八三	一、八二	一、八二
一月	六八	六三	一、二八	一、二八	三四	七六	一、八八	一、八八	三四	七四	一、五九	一、五九	五四	七五	一、五三	一、五三	一五	八三	一、八二	一、八二
計	六八	六三	一、二八	一、二八	三四	七六	一、八八	一、八八	三四	七四	一、五九	一、五九	五四	七五	一、五三	一、五三	一五	八三	一、八二	一、八二

五月	六三六	六二九	一・二六五	五二四	八五七	三五七	七三九	一・九〇五	六五三	八六七	二五〇	六六六	一・五六一	六〇〇	八二七	六〇六	三二一	一・九六六	七六六	一四八	八二〇	一・九二五	八一五	一・〇五四	
六月	六〇三	六三三	一・二七三	五七四	八六三	三二六	七三三	一・九二六	六〇八	八七五	二四三	七四六	一・五九五	五八二	八一九	五七五	七一〇	一・五三一	六六五	七九一	一五三	八三一	一・八三三	八一〇	一・〇九〇
七月	五九六	六四九	一・二七九	五八三	八七四	三三三	七四二	一・八八三	六七五	八六一	二五五	七四八	一・五八〇	五七三	八二八	五九七	七一〇	一・五二八	七三八	八〇三	一五九	七二二	一・八九三	七九〇	一・〇六〇
八月	五七八	六八一	一・二九三	六〇五	八八一	三五四	七三八	一・八七一	六六一	八六七	二六〇	七四〇	一・五六二	五六六	八〇三	六〇八	八三一	一・五三九	六八一	八二九	一七八	七九七	一・八九〇	七五五	一・〇三六
九月	六六七	六六〇	一・三〇四	五九一	八六九	三五五	七四七	一・八九〇	六四九	八五九	二六七	七五八	一・五八五	五八一	八一二	六三三	七六一	一・四九七	六六四	八三三	一八八	八二四	一・九二三	七六七	一・〇五五
十月	六八二	六五七	一・二七九	五七五	八五七	三六八	七三九	一・九二四	六五七	八五八	二六六	七六一	一・五六九	六三三	八二七	六三三	八〇〇	一・五三三	六八一	八三三	一八二	八二七	一・九二八	七七一	一・〇五五

2 大正十一年に於る實數日額 (總平均) (日本銀行調査)

月別	織維及染色工業				機械及器具工業				化學工業				飲食物工業				雜工業								
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女							
一月	五二九	七四五	一・五六一	七三〇	一・二一六	二六九	九二八	二・五三三	七四四	一・四二二	一八四	七五三	一・九三六	六三二	九〇四	三二	九〇〇	一・八六三	七五七	一・〇三九	二一〇	一・〇三三	二・三三二	八九六	一・〇六三
二月	五九五	六六六	一・五六一	七四七	一・〇七五	二九六	九七九	二・六〇一	七七〇	一・二九〇	一九二	八〇四	一・九七六	六六八	九四三	四九	一・〇〇九	一・八七八	八四二	一・〇一五	二二一	一・〇三八	二・四〇五	八五五	一・〇五八
三月	六五八	七二六	一・五三三	七三九	一・〇〇四	二九一	一・〇七三	二・八〇三	八三五	一・二三四	二〇七	八六九	一・九六二	七三二	九一八	四九	一・二〇〇	一・九三三	八九五	一・〇六九	二二二	一・三三一	二・四三九	八五三	一・二二五
四月	六三三	七五七	一・五九九	七五〇	一・〇〇〇	三〇四	九六六	二・七七二	八〇九	一・二〇八	二二一	七九六	一・九四〇	六四二	九〇〇	五五	八九一	一・九〇三	八七一	一・〇一四	二二〇	一・三二〇	二・四三〇	八五四	一・二二五
五月	六二九	七八八	一・五四六	六九六	一・〇三三	三〇四	一・〇三五	二・八〇五	九〇二	一・二〇三	二二九	八五九	一・九三四	六八二	九三〇	五三	一・〇〇七	一・九九八	八六三	一・〇四四	二二〇	一・〇七二	二・四三四	八二六	一・二〇〇
六月	六四七	七八八	一・五三三	七三七	一・〇五七	三〇八	一・〇二六	二・八四八	七七一	一・二〇六	二二〇	八六二	一・九二八	七〇六	九二六	五二	一・〇四六	一・九六八	九三六	一・〇六七	二二〇	一・〇六二	二・四三〇	八五〇	一・〇九二
七月	六三四	八五〇	一・五七五	七九六	一・〇三二	三二六	九六八	二・七四七	七九〇	一・一三四	二二八	八三二	一・八八八	六五二	九二二	五五	九九四	一・九八二	八七三	一・〇二四	二二四	一・〇四四	二・三三六	七九九	一・〇六七
八月	五九六	九〇一	一・六二〇	八〇六	一・〇七三	三四四	九三六	二・六五二	七九二	一・一六〇	二四四	七九一	一・九〇六	六二五	八八九	五六	一・〇三九	一・九九二	一・〇三六	一・〇三一	二一八	一・〇三二	二・三三八	七六九	一・〇六六
九月	七〇一	八五一	一・五九〇	七九一	一・〇五七	三五七	九五三	二・七三六	八三九	一・一六八	二五三	八三二	一・九〇三	六四三	八八三	五八	九四七	一・九四八	九六一	一・〇三五	二二二	一・〇三二	二・三三七	八四二	一・〇三九
十月	七三三	八八一	一・六三二	七八一	一・〇四〇	三六六	九五二	二・七五八	八四一	一・一八六	二四九	八四一	一・九五五	六八三	九〇九	五八	九七三	一・九二八	八六四	一・〇四四	二二九	一・〇三二	二・三三七	八四二	一・〇三九

三 少年労働者と教育

學齡兒童の就學狀況

(大正八年度農商務省調査)
 大正八年末現在に於て工場法適用工場に 木二縣の員數を控除したものと比較する 縣の二百八十四人、千葉縣の百六十一人等
 ける總數二萬三千三百八人中より兵庫、栃 縣の千四人、長野縣の六百五十二人、和歌山
 六百三十人に達した。之を大正七年末に於 東京府の千五百十七人を最多とし、愛知縣
 就業する學齡兒童は、計數の報告に接しな ときは、實に二千八百七十六人の増加であ
 る。而て本年著しく其の數を増加したのは、
 い兵庫、栃木の二縣を除き、總數二萬二千

之に次いで居る。又其の數を減少したのは德島縣の三百八十九人を首位とし、群馬縣の三百二十三人、大阪府の三百十一人、岡山縣の百七十六人、京都府の百五十五人等之に亞ぎ、結局、増加二十三府縣、減少十五府縣である。

各道府縣中、學齡兒童を使用すること最も多きは、依然大阪府であつて、四千五百六十九人に上り長野縣の四千六十二人、愛知縣の三千八百二十八人、東京府の二千七百八十一人、埼玉縣の千四人等に次いで居る。工場に使用する學齡兒童を工業の種類に依りて分類するに、染織工場に使用するもの最多く、化學工場之に次ぐ。即ち左の如くである。

項目	工場數	兒童數	工場數百 分比	兒童數百 分比
工業種類				
染織工場	一、三六二	一、九、三七	九	七
機械器具工場	一、六一	四、七四	九	二
化學工場	二、四四	一、四六〇	三	七
飲食物工場	九	一、五八	〇	一
雜工場	一、四	七、二	八	三
特別工場	三	四〇	一	三
計	一、八五二	三、一七〇	一〇〇	一〇〇

備考 兵庫、栃木二縣は員數の報告なく群馬、宮崎二縣は區別を示さざるが故に之を除けり。

次に就學場所及就學時刻に依り分類すれば左の如し。

項目	書學		夜學		計	
	學	夜	學	夜	學	夜
就學場所別						
公立小學校	三、六五	二、四三	一	六、一〇八	六	六
工場施設	四、六七	九、五八	一、三三	二、五五	七	七
其の他	一、四	七	一	三、四	一	一
計	八、四二	一、〇四	二、三三	二、六〇	一〇	一〇

備考 本表中には員數の報告なき兵庫、栃木の二縣及區別を示さざる群馬、宮崎、富山、岡山、愛媛、大分の八縣を含まず。

大正七年度に於ては、公立小學校に通學する者の數著しく増加して、四割一分を占め、工場内の施設に於て就學するものは五割七分であつたが、大正八年度に於ては、公立小學校に通學するものは二割八分に減じ、工場内の施設に於て就學するもの七割一分の多數を占むるに至つた。蓋し斯くの如く工業主が工場内に一定の施設を設けて學齡兒童を就學せしむるものが著しく増加したのは、公立小學校に通學せしむる事は兒童、工業主及學校側の共に喜ばないこと

ろであつて、且つ各種工場就中染織工場の勃興と職工の不足の結果、學齡兒童を雇ふる、事漸く多きを加ふるに従ひ、工業主は工場内に於て就學せしむるを便利と認めて特別の施設を爲すに至つたのに因るもの、如くである。學齡兒童教育の效果如何に就ては、工業主も兒童も共に熱心を缺き、従つて唯一片の形式に流るゝを普通とし、概して不良なる状態に在るを免れない。甚だしいのになると、認可を受けて學齡兒童を雇ふるも、荏苒一ヶ月以上に亘るも之を就學せしむる事なきものすらある。従つて各府縣に於ては、なるべく學齡兒童を雇入れしめない方針を取り、或は就學時間は之を就業時間中に配置せしむる様獎勵するけれども、法規に基くの強制手段なく、且作業の連絡上就業時間中に就學せしむる事は困難な事情あるがために、充分に監督の實を擧ぐる事は至難なるの状況にある。工場に於ては一切學齡兒童の使用を禁すべしとの希望多き模様である。

抑學齡兒童の雇ふるは、少數の者に特別の

所遇を爲さざるべからざるものであるからば之等の児童数は著しく其數を減するに至洋紡績株式會社川之石工場に於て私立學校工業主に於ても之が雇傭を厭ひ、或は之をるであらうと考へられる。但し之等の児童令に依り同工場内に設けた私立有終尋常小雇入れざる方針を採り、或は之を解雇し、或が非適用工場に向つて集中するは、現状寔學校、同越智郡日吉村河部株式會社外十二は小學校令第三十三條に依る就學猶豫の手に止むを得ざるの勢である。公立小學校及工場が聯合して設けた今治修學院がある。續を爲すもの等漸く多きを加へ行くを以工場内の施設以外の特別教育施設としてて、若し職工の供給にして潤澤であるならば、大正八年度愛媛縣西宇和郡川之石町東

四 少年労働者と災害

1 工場災害年齢別表

(大正八年度農商務省調査)

業種	工場災害				計	業種	工場災害				計	
	十五歳未満	十五歳以上十七歳未満	十七歳以上十九歳未満	十九歳以上二十歳未満			十五歳未満	十五歳以上十七歳未満	十七歳以上十九歳未満	十九歳以上二十歳未満		
製絲業	三(一)	四	一	一	二一	製紙業	八〇(一〇)	六(一)	六(一)	九	七(一)	二八(三)
紡績業	一〇(一〇)	六(一)	二〇(四)	一三(三)	五(八)	製油及製蠟業	一〇(八)	一(一)	一(一)	一	二(一)	三(一)
眞綿製造業	四(三)	一	一(一)	一	一(一)	製藥業	二(四)	一(一)	一(一)	一	三(一)	七(三)
製綿業	六(三)	三(一)	一	一	三(一)	護謨製造業	一(一)	一	一	一	一	一
織物業	五(四)	四(一)	八(二)	一(一)	三(四)	染料、塗料、顔料、糊料類製造業	一(三)	一(一)	一(一)	一	二(一)	六(三)
染色整理其他加工業	一八(三)	四(一)	四	三	三(三)	人造肥料製造業	三(八)	一(一)	一(一)	一	五(一)	三(三)
組物編物業	三(四)	二	五	四	一七(一)	化學雜業	一(一)	一	一	一	一	一
工業	二(一)	二	一	一	一(一)	醸造業	二(三)	一	一	一	一	三(一)
機械製造業	九三(一)	五(三)	一三(三)	一〇	三(六)							
船舶車輛製造業	二六(四)	八(四)	一九(三)	三(五)	七三(一七)							

		大 正 九 年					
		坑 内			坑 外		
		計	石炭山	石油山	其他の非	計	石炭山
金屬山	一	四一七〇	一七〇	一	一	一	一
石炭山	三四	一〇二七	二七五	一〇二四	三三七	一九三	二六六
石油山	一	一	一	一	一	一	一
其他の非	一	一	一	一	一	一	一
金屬山	一	一	一	一	一	一	一
計	一	三一五三	九三二	二〇一七	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇
金屬山	一	一	一	一	一	一	一
石炭山	一	一	一	一	一	一	一
石油山	一	一	一	一	一	一	一
其他の非	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一
金屬山	一	一	一	一	一	一	一
石炭山	一	一	一	一	一	一	一
石油山	一	一	一	一	一	一	一
其他の非	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一

附 記

1 國際勞働條約案と少年 勞働

昨一九二二年迄に開かれた三回の國際勞働總會で採擇された幾多の條約案中、少年勞働に關係あるものは左の六である。

一 工業に傭使し得る幼少者の最低年齢を定

イ 職業及其他的相談

むる條約案

二 工業に傭使せらるる少年の夜業に關する條約案

條約案

三 海上に於て使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約案

四 農業に於ける兒童使用の最低年齢を定むる條約案

五 海上に於て火夫及び石炭夫として使用する事を得べき年少者の最低年齢に關する條約案

六 海上に使用する幼少者の強制體格検査に

關する條約案

右の中、一より三迄は本年、我が政府が以て權限ある機關となす樞密院の議に附せられたが、一と三とは國內法改正迄批准を保留する事となり、二は批准が否決された(第二十編「國際勞働問題」参照)。

2 大阪市立少年職業相談

所大正十一年事業成績

年 齡	職業選擇		學校選擇		職業紹介		疾 病		健 康		其 他		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
十二歳以下	二	二	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	六	五
少年勞働問題														
	二七三													

計	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	
	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲
計	二、三三八																				
	二、五八九	一九六	三三〇	四四〇	四四五	四八二	三九八	二〇九	五七	六											
計	二、一八一件																				
	二、三五	三	二四	九	七	七	六	六	三	一											
計	二、三三六																				
	二、七〇	二四八	三三九	四三〇	四三〇	四三八	二六	七四	一八	五											
計	六八三																				
	六〇五	一七九	九九	二五	七五	三六	九三	五													
計	七九七																				
	四九〇	二二	兜	七	三	三	三	一													
計	一六																				
	一四	四	二	三	二	三															
計	六、二六六																				
	五、九三	八四一	八三	一、〇七八	一、〇四一	一、〇二一	七八	三〇五	七六	三											
計	六、二六六																				
	二七三	九七	七	三	二	一九	八	一〇	四												
計	六、二六六																				
	六、二六六	九三八	八四〇	一、〇九〇	一、〇五三	一、二二〇	八六	三五	八	三											

求人件數
求人々員
計

店員	二、四九五	男	二、五〇〇
職見習	一、〇八三	女	一、二四七
給仕	二二三	計	二、三七七
書生	一三〇		二三〇
事務員	一三〇		四八
雜役	一七三		二二五
其他	四、二五九		四、五三〇